

## 介護帰省者（準住民）について

### 対象者

要介護認定等を受けている住民を介護するために、本町に年間3回以上来訪する親族（配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び孫、配偶者の父母、子の配偶者）。

但し、施設入所者への面会は、対象外。

### 提出する物

- ・申請書（来島（帰省）計画を含む）  
※割引適用にあたっては、年間3回以上来島することが条件となります。
- ・顔写真（縦3cm×横2.5cm）
- ・要介護認定者等の介護保険被保険者証、介護認定結果通知書、介護区分変更通知書のいずれかの写し
- ・要介護認定者と申請者との関係が確認できるもの（戸籍謄本、戸籍抄本）

### 提示する物

- ・申請者の本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）  
※郵便申請の場合は（写）を提出

### 来島報告

○離島割引を利用して来島された場合は、次の書類について、提出をお願いします。（郵送可）

#### 介護による来島実績確認票

- ・利用した方の氏名、利用した日付が記載された乗船（搭乗）実績証明書又は領収書（原本）

### 利用方法

- ・予約をする場合は、カード番号が必要です。
- ・乗船当日（往路、復路ともに）、座席指定をする場合に、窓口でカードの提示が必ず必要です。
- ・カードを忘れた、紛失した等の場合は、割引適用が受けられませんので、十分ご注意ください。

### 留意点

- ・反復継続的（年間3回以上）に来島された方が対象となります。年間3回以上利用がなかった場合は、翌年は離島割引カードの更新が受けられません。

（介護帰省者のカード有効期限は1年間）

また、返金の対象になる可能性もあります。